

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第502回）

資料No. 資 料 名

No. 1 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）

No. 2 令和4年度 特定最低賃金改正状況

- 1 一般機械器具製造業関係
- 2 電気機械製造業関係
- 3 自動車小売業関係



連合奈良発第 23-56 号
2023 年 2 月 16 日 (木)

奈良労働局長
鈴木 伸宏 様



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

— 記 —

1. 金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名

- (1) 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- (2) 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- (3) 奈良県自動車小売業最低賃金

2. 申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲

奈良県に於いて、上記 1. の事業を営む使用者に使用される労働者。

3. 申し出予定の内容

上記 1. の最低賃金の金額改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由等

「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業」、「奈良県自動車小売業」における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意を得て申し出ることとしている。

5. 申し出の時期

2023 年 7 月末迄に申し出を行う。

以 上

令和4年度 特定最低賃金改正状況

- 1 一般機械器具製造業関係
- 2 電気機械製造業関係
- 3 自動車小売業関係

令和4年度 特定最低賃金 改正状況
(一般機械器具製造業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別 最低賃金 引上額〕
山形	ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	888円	919円	+31円	R4.12.25	+32円
茨城	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935円	964円	+29円	R4.12.31	+32円
栃木	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	939円	970円	+31円	R4.12.31	+31円
群馬	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	935円	965円	+30円	R4.12.29	+30円
千葉	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922円	922円	—	H30.12.25	+31円
東京	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円	832円	—	H22.12.31	+31円
神奈川	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857円	857円	—	H25.3.1	+31円
石川	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	946円	971円	+25円	R4.12.31	+30円
福井	繊維機械、金属加工機械製造業	874円	915円	+41円	R4.12.24	+30円
長野	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	927円	956円	+29円	R4.12.16	+31円
静岡	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970円	995円	+25円	R4.12.21	+31円
愛知	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968円	968円	—	R3.12.16	+31円
三重	一般機械器具製造業	762円	762円	—	H15.12.15	+31円

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別最低賃金引上額〕
滋賀	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	953円	978円	+25円	R4.12.31	+31円
京都	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822円	822円	—	H20.12.21	+31円
大阪	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理用装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	997円	1,028円	+31円	R4.12.1	+31円
兵庫	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	960円	993円	+33円	R4.12.1	+32円
奈良	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905円	905円	—	R3.12.29	+30円
島根	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	930円	963円	+33円	R4.12.22	+33円
岡山	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	952円	972円	+20円	R4.12.29	+30円
広島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	958円	984円	+26円	R4.12.31	+31円
徳島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	945円	977円	+32円	R4.12.21	+31円
香川	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970円	1,000円	+30円	R4.12.15	+30円
愛媛	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	957円	963円	+6円	R4.12.25	+32円
佐賀	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	896円	929円	+33円	R4.12.30	+32円
長崎	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875円	875円	—	R1.12.7	+32円

(注) 千葉、東京、神奈川、愛知、三重、京都については、特定最低賃金「一般機械器具製造業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

令和4年度 特定最低賃金 改正状況
(電気機械製造業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
北海道	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924円	955円	+31円	R4.12.1	+31円
青森	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859円	888円	+29円	R4.12.21	+31円
岩手	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	847円	877円	+30円	R4.12.31	+33円
宮城	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	919円	+29円	R4.12.15	+30円
秋田	電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	861円	891円	+30円	R4.12.25	+31円
山形	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	872円	903円	+31円	R4.12.25	+32円
福島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	856円	880円	+24円	R4.12.30	+30円
茨城	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932円	961円	+29円	R4.12.31	+32円
栃木	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940円	971円	+31円	R4.12.31	+31円
群馬	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	935円	965円	+30円	R4.12.29	+30円
埼玉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981円	1,013円	+32円	R4.12.1	+31円
千葉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981円	1,013円	+32円	R4.12.25	+31円
東京	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円	829円	—	H22.12.31	+31円
神奈川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	890円	—	H27.3.1	+31円
新潟	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	936円	965円	+29円	R4.12.28	+31円
富山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	879円	910円	+31円	R4.12.22	+31円
石川	電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	896円	923円	+27円	R4.12.31	+30円
福井	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857円	857円	—	R1.12.24	+30円
山梨	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	934円	959円	+25円	R4.12.30	+32円
長野	計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	916円	945円	+29円	R4.12.14	+31円
岐阜	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	907円	929円	+22円	R4.12.21	+30円

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
静岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939円	964円	+25円	R4.12.21	+31円
愛知	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901円	901円	—	H30.12.16	+31円
三重	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円	952円	+25円	R4.12.21	+31円
滋賀	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939円	965円	+26円	R4.12.31	+31円
京都	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	957円	957円	—	R4.1.26	+31円
大阪	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994円	994円	—	R3.12.1	+31円
兵庫	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	930円	961円	+31円	R4.12.1	+32円
奈良	電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891円	891円	—	R3.12.29	+30円
鳥取	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825円	859円	+34円	R4.12.17	+33円
島根	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	853円	882円	+29円	R4.12.18	+33円
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	904円	932円	+28円	R4.12.30	+30円
広島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924円	953円	+29円	R4.12.31	+31円
山口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921円	948円	+27円	R4.12.15	+31円
徳島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	911円	942円	+31円	R4.12.21	+31円
香川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	913円	942円	+29円	R4.12.15	+30円
愛媛	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921円	947円	+26円	R4.12.25	+32円
高知	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793円	793円	—	R1.12.29	+33円
福岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947円	977円	+30円	R4.12.10	+30円
佐賀	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	867円	900円	+33円	R4.12.24	+32円
長崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円	864円	—	R3.12.29	+32円
熊本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	863円	896円	+33円	R4.12.15	+32円
大分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円	896円	+32円	R4.12.25	+32円
宮崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831円	831円	—	R3.12.24	+32円
鹿児島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842円	842円	—	R3.12.17	+32円

(注) 東京、神奈川、福井、愛知、京都、大阪、奈良、高知、宮崎、鹿児島については、特定最低賃金「電気機械製造業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

令和4年度 特定最低賃金 改正状況
(自動車小売業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
青森	自動車小売業	890円	919円	+29円	R4.12.21	+31円
岩手	自動車小売業	879円	903円	+24円	R5.1.1	+33円
宮城	自動車小売業	918円	946円	+28円	R4.12.15	+30円
秋田	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	869円	897円	+28円	R4.12.25	+31円
福島	自動車小売業	894円	922円	+28円	R4.12.18	+30円
埼玉	自動車小売業	988円	1,018円	+30円	R4.12.1	+31円
千葉	自動車(新車)小売業	922円	922円	—	H30.12.25	+31円
神奈川	自動車小売業	842円	842円	—	H23.12.21	+31円
新潟	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	936円	961円	+25円	R4.12.29	+31円
富山	自動車(新車)小売業	769円	769円	—	H23.1.20	+31円
愛知	自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800円	800円	—	H19.12.16	+31円
	自動車(新車)小売業	943円	943円	—	R2.12.16	
京都	自動車(新車)小売業	939円	939円	—	R4.1.26	+31円
大阪	自動車小売業	993円	993円	—	R3.12.1	+31円
兵庫	自動車小売業	930円	963円	+33円	R4.12.1	+32円
奈良	自動車小売業	892円	892円	—	R3.12.29	+30円
島根	自動車(新車)小売業	904円	932円	+28円	R4.12.11	+33円
広島	自動車小売業	930円	958円	+28円	R4.12.31	+31円
福岡	自動車(新車)小売業	959円	987円	+28円	R4.12.10	+30円
大分	自動車(新車)小売業	872円	902円	+30円	R4.12.25	+32円
宮崎	自動車(新車)小売業	858円	890円	+32円	R4.12.14	+32円
鹿児島	自動車(新車)小売業	872円	902円	+30円	R4.12.22	+32円
沖縄	自動車(新車)小売業	770円	770円	—	H30.11.18	+33円

(注) 千葉、神奈川、富山、愛知、京都、大阪、奈良、沖縄については、特定最低賃金「自動車小売業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。